②　別表７―①「担保不動産売却計画表」記載の更生担保権について、平成24年９月15日までに更生会社が担保不動産を売却できなかった場合には、営業収益金等をもって、平成24年９月15日（当日が金融機関の非営業日である場合には直前の営業日とする。）に、同表の「更生担保権額」欄記載の債権額の60％の割合による金額を一括して弁済し、平成25年及び平成26年の各９月15日（当日が金融機関の非営業日である場合には直前の営業日とする。）に、同表の「更生担保権額」欄記載の債権額の20％の割合による金額をそれぞれ各弁済する。但し、平成24年９月16日から平成26年９月15日までの間において、担保不動産が売却された場合には、当該売却代金が更生会社に全額支払われた日から２週間以内に、当該売却に伴う担保不動産の売得金残金及び営業収益金等をもって、同表の「更生担保権額」欄記載の債権額にかかる残債権額を一括して弁済する。

イ　長期保有口担保不動産

①　別表７―②「長期保有口担保不動産表」記載の更生担保権について、担保不動産に関しては、長期保有口担保不動産（事業継続上、更生会社において保有することが必要とされる不動産）として更生会社が継続保有することとし、更生担保権の弁済に関しては、同表の「更生担保権額」欄記載の債権額を、営業収益金等をもって、平成22年から平成26年まで毎年９月15日（当日が金融機関の非営業日である場合には直前の営業日とする。）に、５回に均等分割して弁済する。

但し、管財人が必要と認めるときは、裁判所の許可を得て、同表記載の不動産を売却し、同表の「更生担保権額」欄記載の債権額に対する弁済に充当することができる。

２　停止条件付更生担保権（預金返還請求権に対する担保権）

⑴　確定債権

件数　債権額　別表（略）

１件　13,000,000円

⑵　権利の変更及び弁済の方法

別表11―②「更生担保権弁済計画表（預金返還請求権に対する担保権）」記載の債権については、更生担保権の発生原因となっている約定に基づき債権が発生した場合、発生後３ケ月以内に発生した金額を弁済する。

３　リース債権に対する更生担保権

⑴　確定債権

件数　債権額　別表（略）

７件　合計50,177,705円

（内訳）

元本　50,177,705円

更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金　０円

更生手続開始決定日以降の利息・損害金　０円

⑵　権利の変更及び弁済の方法

別表11―③「更生担保権弁済計画表（リース債権に対する担保権）」記載の各債権については、同表の「確定債権額」欄記載の各金額を、平成22年から平成24年まで毎年９月15日（当日が金融機関の非営業日である場合には直前の営業日とする。）限り、３回均等分割で、その全額を弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更と弁済方法

１　公租公課

⑴　届出債権

件数　債権額　別表（略）

185件　合計503,344,386円及び額未定

（内訳）

本税等　500,606,792円

更生手続開始決定の日の前日までの延滞金等　2,607,794円

更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　額未定

更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日まで及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの延滞金等　129,800円及び額未定

⑵　権利の変更及び納付方法

①　別表12―①「優先的更生債権表（公租公課）」記載の債権のうち、開始決定日から起算して１年を経過する日まで及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの延滞金等は、その全額の免除を願う。

②　別表12―①「優先的更生債権表（公租公課）」記載の債権のうち、開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等については、徴収権者の同意を得て、その全額の免除を願う。

③　上記①及び②による免除後の納付額については、別表12―①「優先的更生債権表（公租公課）」記載のとおり、上記①及び②に基づく免除後の納付額が500万円以下の徴収権者に対しては、平成22年９月15日限り一括して全額納付し、上記①及び②に基づく免除後の納付額が500万円超の徴収権者に対しては、平成22年から平成24年まで毎年９月15日（当日が金融機関の非営業日である場合には直前の営業日とする。）限り、３回均等分割で、その全額を納付する。

２　労働債権

⑴　確定債権

件数　債権額　別表（略）

18件　合計119,344,224円

（内訳）

元本　119,316,758円

更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金　27,466円

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表12―②「優先的更生債権表（労働債権）」記載のとおり、確定債権額を平成22年９月15日に一括して弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

１　通常の一般更生債権

⑴　確定債権

件数　債権額　別表（略）

429件　合計9,672,021,944円

（内訳）

元本　9,541,595,767円

更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金　130,426,177円

更生手続開始決定の日以降の利息・損害金等額未定

⑵　権利の変更及び弁済の方法

ア　権利の変更

①　利息・損害金は、開始決定日以降の利息・損害金等について、その全額の免除を願う。

②　別表13―①「一般更生債権表（一般口）」記載の債権については、「確定債権額」欄記載の各金額につき、以下のとおり免除を願う。

確定債権額（債権の各部分につき）

金1000万円以下の部分

免除率　０％　弁済率　100％

金1000万円超の部分

免除率　67％　弁済率　33％

イ　弁済方法

上記アに基づく権利変更後の弁済額を、次のとおり（別表14参照）、営業収益金等をもって弁済する。

①　弁済額が金500万円以下の債権者に対しては、平成22年９月15日に弁済額のうち金250万円を弁済し（金250万円以下の更生債権についてはその全額を弁済し）、平成23年９月15日（当日が金融機関の非営業日である場合には直前の営業日とする。）に、右定額弁済後の残額全額を弁済する。